

様式第8号(第5条関係)

令和4年4月12日

滋賀県議会議長 様

氏名 本田 秀樹

令和3年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)に基づき、  
別紙1および別紙2のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙1

令和3年度政務活動費収支報告書

氏名 本田 秀樹

1. 収入

政務活動費 2,400,000円

2. 支出

(単位:円)

経費	支出額	備考
調査研究費	92,900円	
研修費	3,500円	
広聴広報費	1,464,957円	
要請陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	86,652円	
事務所費	371,401円	
事務費	219,442円	
人件費	190,000円	
合計	2,428,852円	

3. 残余

0円

4. 主な支出内訳

別紙2のとおり

## 別紙2

経費	主な事業内容	
調査研究費	調査研究費にかかるガソリン代 *別紙参照	92,900円
研修費	MOA年会費	3,500円
広聴広報費	広報紙印刷・広報紙折込・広報紙デザイン料等 ・ 第10回県政レポート 365,101円 ×100% = 365,101円 発行日 4月12日 発行部数 36,100部 新聞折込と直接配布 ・ 第10回県政レポートデザイン料 55,000 ×100% = 55,000円 振込手数料 550円 ×100% = 550円 ・ 第11回県政レポート 365,101円 ×50%(自民党) = 182,550円 発行日 9月2日 発行部数 36,100部 新聞折込と直接配布 ・ 第11回県政レポートデザイン料 27,500円 ×50%(自民党) = 13,750円 ・ 振込手数料 330円 ×50%(自民党) = 165円 ・ 第12回県政レポート 365,101円 ×100% = 365,101円 発行日 11月26日 発行部数 36,100部 新聞折込と直接配布 ・ 第12回県政レポートデザイン料 55,000 ×100% = 55,000円 ・ 第13回県政レポート 365,101円 ×50%(自民党) = 182,550円 発行日 1月24日 発行部数 36,100部 新聞折込と直接配布 ・ 第13回県政レポートデザイン料 27,500円 ×50%(自民党) = 13,750円 ・ 第14回県政レポートデザイン料 55,000 ×100% = 55,000円 ・ 県政レポート臨時号 176,000 ×100% = 176,000円 発行日 3月30日 発行部数 新聞折込と直接配布 ・ 振込手数料 440円 ×100% = 440円	1,464,957円

注1 「経費」欄には、滋賀県政務活動費の交付に関する条例第2の左欄の経費（「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務所費」、「事務費」または「人件費」）を記載すること。

2 「主な事業内容」の欄には、政務活動費の使途内容を具体的に記載すること。

## 別紙2

経費	主な事業内容			
資料購入費	1. 書籍代・新聞購読料等購入費			86,652円
	・ 中日新聞購読料	12ヶ月分		40,800円
	・ 聖教新聞購読料	12ヶ月分		23,208円
	・ 公明新聞購読料	12ヶ月分		22,644円
事務所費	1. 政務活動のために事務所の借り上げ			371,401円
	・ 賃貸料	50,000円×12ヶ月	600,000円 ×50%	= 300,000円
	・ 振込手数料		6,380円 ×50%	= 3,190円
	・ 光熱費等 (ミネラルウォーター代)		136,422円 ×50%	= 68,211円
事務費	1. 事務用品の購入			219,442円
	・ 文具など		50,752円 ×50%	= 25,376円
	・ 切手代		8,400円 ×100%	= 8,400円
	2. 備品購入費			
	・ 携帯電話代		165,528円 ×50%	= 82,764円
	3. 通信費			
	・ 携帯使用料		108,812円 ×50%	= 54,406円
	・ 事務所電話代		96,992円 ×50%	= 48,496円
人件費	1. 政務活動にかかる事務職員(1名)の雇用(380,000円)			190,000円
	雇用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
	契約額等	30,000円×9ヶ月	×50%	= 135,000円
		20,000円×1ヶ月	×50%	= 10,000円
		40,000円×1ヶ月	×50%	= 20,000円
		50,000円×1ヶ月	×50%	= 25,000円

注1 「経費」欄には、滋賀県政務活動費の交付に関する条例第2の左欄の経費(「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務所費」、「事務費」または「人件費」を記載すること。

2 「主な事業内容」の欄には、政務活動費の使途内容を具体的に記載すること。